

# 内部統制システムの構築に関する基本方針

## 1. 損失の危機の管理に対する規程その他の体制

- ①取締役会は、安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を目的に、「リスク管理指針」及び各リスクの管理規程等を制定し、当社及びグループ全体のリスク統括部署及び各リスクの管理部署、管理方法等を定める。
- ②取締役会は、当社及びグループ全体のリスクの適切な管理・監視等を目的に「グループリスク管理委員会」を設置する。「グループリスク管理委員会」は、リスクの統括・管理部署より報告を受け、必要に応じて改善の指示を行うほか、取締役会から委任を受けた当社及びグループ全体のリスク管理に関する事項を審議・決定し、定期的に取り締役会へ報告する。
- ③取締役会は、当社及びグループ全体の事業継続を図るための「業務継続計画規則」を定め、危機発生時(不慮の災害や障害及び事故等による重大な被害の発生)における迅速かつ円滑な対応に努める。

## 2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、当社及びグループ会社の全役職員が遵守すべきものとして「法令等遵守要領」を定める。
- ②取締役会は、コンプライアンス態勢の適切な管理・監視等を目的に「グループコンプライアンス委員会」を設置する。「グループコンプライアンス委員会」は、当社及びグループ全体のコンプライアンス態勢に関するチェック・評価等を行うほか、取締役会から権限の委譲を受けた事項について審議・決定し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やその他の重要事項等を取締役会へ報告する。
- ③取締役会は、当社の各部門及びグループ会社各社に「法令遵守担当者」を配置し、部門毎に「コンプライアンス勉強会」を実施し、各職員のコンプライアンスの意識高揚に努める。
- ④取締役会は、不祥事故、コンプライアンス違反など、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる制度として「ヘルプライン」を設置し、未然防止・拡大防止などの速やかな是正措置を講ずる。

## 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、職務分掌、職務権限等に関する規程を策定し、組織的、効率的な業務運営を実践する。また、重要事項等の審議・決定機関として「グループ経営会議」を設置する。
- ②取締役会は、中期経営計画や年度計画等を策定し、当社及びグループ会社の全役職員の共有する目標を設定する。グループ経営会議においてその進捗を管理し、必要な経営施策については機動的に策定する。
- ③取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)は、担当業務の執行状況について定期的に取り締役会へ報告する。
- ④取締役会は、グループ会社も含めた業務運営を統制する文書の体系と、その制定・改廃及び運用について「規程等管理規則」を定め、効率的な業務運営を遂行する。

## 4. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、「文書管理規則」を定め、当社取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理する。

## 5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適切性を確保するための体制

- ①当社取締役がグループ会社各社の業務の適切性を監視するとともに、「統合的リスク管理規則」及び「グループ会社リスク管理規則」において、グループ会社の統括、管理部署を明らかにし、各社における金融円滑化、法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築する。
- ②グループ会社各社は経営計画を策定するとともに、その業務執行状況を定期的に当社経営陣に対して報告を行い、グループ全体での効率性を確保し、連携態勢を強化する。
- ③内部監査部門は、グループ会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の状況についての監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、グループ会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローする。

## 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員会は監査等委員会室を設置し、監査等委員及び監査等委員会(以下監査等委員会等という)の職務を補助すべき専任スタッフを配置する。

## 7. 監査等委員会の職務遂行を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①専任スタッフは、監査等委員会等の監督に服し、当社の業務の執行にかかわる役職については、これを兼務しない。
- ②専任スタッフの人事に関しては、事前に監査等委員会等との意見交換を行うことなどにより、監査等委員等へのサポート態勢維持に努める。

## 8. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ①当社監査等委員には、当社及びグループ会社の取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の状況やその他重要事項の報告を受ける機会を確保する。
- ②当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、必要に応じて当社監査等委員会に対して報告を行う。
- ③取締役会は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

## 9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下同じ。)について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## 10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①社長、会計監査人、内部監査部門は監査等委員と定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査の実現に寄与するよう努める。
- ②監査等委員が、必要に応じ外部専門家(弁護士・公認会計士など)に対し意見を聴取する機会を確保するよう努める。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

企業倫理へ反社会的勢力の排除を明記し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらに対処する。

## 12. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ①企業倫理にて反社会的勢力の排除を明記するほか、法令等遵守要領にて、反社会的勢力への対策を策定し、役職員へ周知徹底する。
- ②法令等遵守要領では、i.反社会的勢力への対応体制、ii.具体的な対応要領、iii.業務妨害への対応、iv.具体的な違法行為、などを策定している。又、必要に応じて社内関係部署や警察等の外部機関と連携するなど、反社会的勢力との取引遮断に向けて組織的に取組んでいく。
- ③反社会的勢力の情報管理に関しては、反社会的勢力への対応にかかる規則を制定し情報を適切に管理することで、取引防止や疑わしい取引の届出等、必要な管理体制を整備する。

2021年10月1日制定